

道路交通法

第74条の3 (安全運転管理者等)

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から15日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者等に対する講習）を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。